

# 今後のガス消費機器及び製品安全対策の在り方 (合計 31 項目)

## 1. 事故リスク情報の適切な処理

### (1) 製品に係る事故リスク情報への対応及び的確な分析体制の確立等 (5 項目)

- (1) 「製品安全連絡網」の構築による初動体制の整備。
- (2) 企業名や機種名等も含め、収集・分析された事故リスク情報を可及的速やかに公表。
- (3) (独)製品評価技術基盤機構に「事故リスク情報分析室(仮称)」を設置し、過去の事故事例との関連性の分析を指示。
- (4) ガス消費機器の事故原因分析については、都市ガス、LP ガスの区別によらず、高圧ガス保安協会において分析。
- (5) 省内に「事故リスク情報統合データベース」を構築し、情報共有を徹底。

### (2) 省内の検討・フォローアップ体制の整備 (4 項目)

- (6) 原子力安全・保安院長を長とする「保安・安全連絡会議」を設置し、事故対応を加速化。
- (7) 外部有識者により、事故対応を定期的にフォローアップ。
- (8) ガス消費機器の安全確保のための制度面での検討を総合資源エネルギー調査会及び消費経済審議会の合同で実施。
- (9) 安全対策の検討及び実施のため、ガス関係の団体との定期的な連絡会議を設置。

### (3) 警察、消防等との連携体制の確立 (3 項目)

- (10) 警察及び消防に対し、調査への協力と専門の情報交換窓口の設置を要請。
- (11) 警察及び消防との連絡会合を開催し、情報収集・分析に係る連携・連絡体制を強化。
- (12) 情報収集における(独)国民生活センター等との連携の強化を検討。

### (4) 事故リスク情報の国民への提供 (3 項目)

- (13) ガス関係の事故について速報段階での情報をホームページ上で公表。
- (14) リコールハンドブックを改訂し、回収社告の標準化など、リコール手続きの周知を徹底。
- (15) 事故リスク情報等を効果的に国民に周知するため、「製品安全総点検週間」を実施。

## **( 5 ) 組織体制の強化 ( 1 項目 )**

(16) 経済産業省における事故原因分析及び対応に係る組織体制を強化。

## **2 . 製品事故の未然防止策**

### **( 1 ) ガス消費機器の安全確保のための制度改正 ( 1 2 項目 )**

- (17) ガス事業者・LP ガス事業者に対し、消費者に対するガス消費機器の安全な使用のための周知を行う際、事故の原因を踏まえた周知内容となるように徹底。(行政指導(済))
- (18) 不完全燃焼防止装置のない半密閉式ガス瞬間湯沸器を使用する消費者に対し、安全な使用のための周知を毎年実施。(省令)
- (19) ガス消費機器に係る事故報告について、新たに、製造メーカーに対して報告義務を導入。(省令)
- (20) 安全装置が容易に不正改造されない構造であることを技術基準において義務づけ。(省令)
- (21) 不完全燃焼防止装置の設置を技術基準において義務づけ。(省令)
- (22) 安全装置について、フェイル・セーフの設計を義務づけ。(省令)
- (23) 検査基準を強化し、排気あふれ防止装置等の作動からガス供給遮断までの時間を短縮。(省令)
- (24) ガス事業者・LP ガス事業者によるガス消費機器の点検項目に排気扇の作動確認を追加。(省令)
- (25) 一酸化炭素ガス探知装置の設置等に係る技術基準の見直し。(省令)
- (26) ガス消費機器に係る帳簿の保存期間の延長。(省令)
- (27) 緊急時におけるガス事業者・LP ガス事業者によるガス消費機器に係る調査を義務づけ。(省令)
- (28) 不正な安全装置の改造を防止するため、工事業者に対する監督を強化。(省令)

### **( 2 ) 製品安全全般の安全確保対策 ( 3 項目 )**

- (29) 消費生活用製品の使用実態の変化を踏まえた技術基準の適時適切な見直し。
- (30) メーカーからの事故報告を義務化することに関する検討を早急に行うほか、上記の諸対策の実効的な実施の確保を含め、消費者の安全が確保されるような製品安全体系を構築すべく、産業構造審議会等において、製品安全政策全般に関する課題について検討。
- (31) 電子タグによる製品安全確保のための実証実験の実施。

( : ガス消費機器に関する事項)